

3 女性自衛官の配置制限の解除

防衛省・自衛隊は、これまでに女性自衛官の配置制限を順次見直し、実質的に全面解除されている。

これにより、女性自衛官が戦闘機操縦者、空挺隊員、潜水艦の乗員などへ配置され、その活躍の場が広がっている。

第4節 ハラスメントを一切許容しない環境の構築

防衛省・自衛隊に対し、国民から多くの期待が寄せられるなか、防衛省・自衛隊がその実力を最大限に発揮し任務を遂行するためには、国民の支持と信頼を勝ち得ることが必要不可欠である。そのためには常に規律正しい存在であることが求められている。

防衛省・自衛隊では、高い規律を保持した隊員を育成するため、従来から服務指導の徹底などの諸施策を実施してきた。しかし、近年、ハラスメントを理由とした懲戒処分が発生している。防衛省・自衛隊が組織力を発揮し、様々な事態にしっかりと対応していくためには、防

衛力の中核である隊員が士気高く安心して働ける環境を構築する必要がある。特に、ハラスメントは、部隊行動を基本とする防衛省・自衛隊において、隊員相互の信頼関係を失わせ、組織の根幹を揺るがす、決してあってはならないものである。

こうした認識のもと、防衛省・自衛隊は、ハラスメントを一切許容しない環境の構築のため、ハラスメント案件の対応およびハラスメント防止対策について、スピード感をもって取り組むこととしている。

1 ハラスメント被害への対応

防衛省・自衛隊では、隊員からの相談に対応するホットラインを設置しており、2024年度は653件であった。

特に、相談件数が多いパワー・ハラスメントは、隊員の認識不足や上司・部下との間のコミュニケーション・ギャップなどの問題に起因するとして、それらの問題を解消していくため、①隊員の啓発・意識向上のための集合教育・e-ラーニング、②隊員（特に管理職）の理解促進・指導能力向上のための教育、③相談体制の改善・強化などの施策を行ってきた。

また、暴行、傷害やパワー・ハラスメントなどの規律違反の根絶を図るため、2020年から懲戒処分の基準を厳罰化した。なお、2023年度におけるハラスメントを事由とする懲戒処分者数は、364人であり、この内、最も重い「免職¹⁶」が17件（パワー・ハラスメント5件、セクシュアル・ハラスメント12件）であった。

さらに、ハラスメントに関する悩みを抱えている隊員の中には、部内の相談窓口では、相談しにくいと感じている者がいることから、弁護士が対応する相談窓口に加

え、部外の心理カウンセラーなどが休日や勤務時間外に対応する相談窓口を設置している。

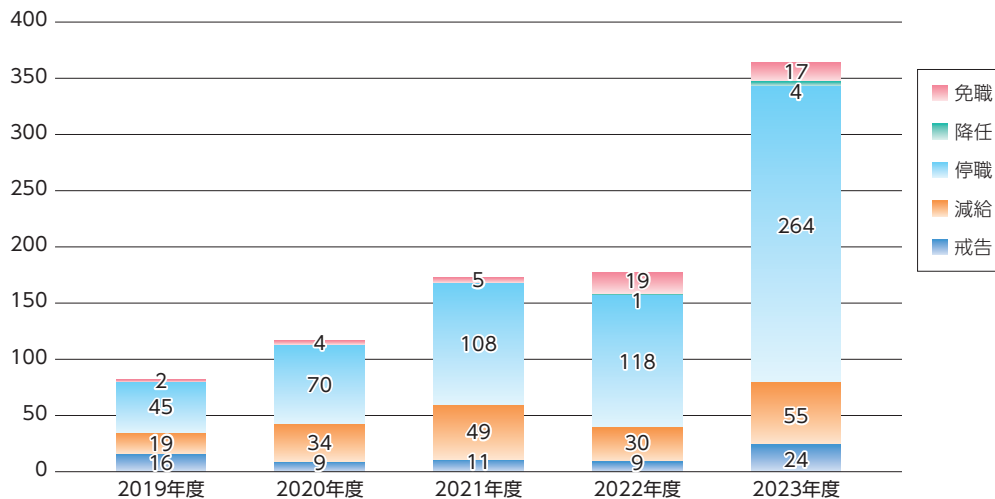
しかしながら、これまで様々なハラスメント防止対策を講じてきたにもかかわらず、ハラスメントが生起し、また、その対応も不十分であったケースが存在している。例えば、元陸上自衛官のセクシュアル・ハラスメント事案¹⁷もその一つである。

□ 参照 図表Ⅳ-3-4-1（ハラスメントを事由とする処分者数）、図表Ⅳ-3-4-2（防衛省ハラスメントホットライン相談件数の推移）

16 懲戒処分の種類には、免職、降任、停職、減給、戒告がある。これらは、違反行為の原因、動機、状況、規律違反者の地位、階級、部内外に及ぼす影響などを総合的に考慮し、決定される。

17 陸上自衛官が訓練中や日常的にセクシュアル・ハラスメントを受けたとして、所属部隊に被害を訴えたにもかかわらず、上官への報告や事実関係の調査などが適切に実施されなかった事案。本人の告発を経て、上級部隊などによる調査の結果、2022年9月に性暴力を含むセクシュアル・ハラスメント行為などが確認され、関係者の懲戒処分が行われた。

図表Ⅳ-3-4-1 ハラスメントを事由とする処分者数



図表Ⅳ-3-4-2 防衛省ハラスメントホットライン相談件数の推移

(単位：件)

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
防衛省パワハラホットライン	1,010	1,706	1,217	782	581
防衛省セクハラホットライン	60	82	136	59	51
防衛省マタハラホットライン	7	23	44	16	21
各機関などの相談窓口	391	500	725	850	769
合 計	1,468	2,311	2,122	1,707	1,422

2 ハラスメント根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示など

2022年、浜田防衛大臣（当時）は、「ハラスメントの根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示」¹⁸を発出し、全自衛隊を対象とした特別防衛監察の実施やハラスメント防止対策の抜本的見直しのための有識者会議の設置などを指示した。

2023年、「防衛省ハラスメント防止対策有識者会議」（有識者会議）の提言¹⁹を受け、ハラスメントを一切許容しない環境の構築は、隊員一人ひとりに課せられた責務

であり、抜本的対策を早急に検討・確立することが急務であることを示したトップメッセージを発出した。

また、防衛監察本部は、大臣指示に基づき、ハラスメント防止の状況に関する特別防衛監察を実施し、細部具体的な調査を進め、2023年に「特別防衛監察の結果について」²⁰を公表した。

同年には、海自で生じたハラスメント事案²¹を受け、木原防衛大臣（当時）が「ハラスメント対応の厳正

18 ①全職員に対し、改めてハラスメントの相談窓口・相談員を周知徹底のうえ、相談・通報を指示すること、②現在のハラスメント相談の対応状況を緊急点検し、全ての案件に適切に対応すること、③全自衛隊を対象とした特別防衛監察の実施、④ハラスメント防止対策の抜本的見直しのための有識者会議の設置の4点。

19 防衛省・自衛隊として、ハラスメントを許容しない組織風土の醸成が途上にあり、その努力も不十分であったこと、監督者（指揮官）のハラスメント対策にかかる責任が不明確、かつ責務の自覚が不足していることなどが指摘され、①予防対策、②事案対策、③事後対策に関し、防衛省が今後取り組むべき方針が示された。

20 相談員・相談窓口が必ずしも十分に活用されていない実態が明らかになった。ハラスメント被害について適正な苦情相談対応が行われていないとする申出の6割以上が、そもそも相談員・相談窓口相談しておらず、相談員・相談窓口の適正な対応や相談後に生じる状況に懸念を抱いているなど、ハラスメント相談制度が本来の役割を十分に果たしているか懸念される状況があることを確認した。また、苦情相談を行ったが適切に対応してもらえなかったと不満を述べる申し出も多数に上った。

21 2022年12月、勤務中にセクシュアル・ハラスメントを受けたとして上官に報告した海上自衛官が、本人の意向に反し、加害者の隊員との面会、謝罪を受けさせられた事案が生じた。加害者の隊員および上官は、2023年11月にそれぞれ10か月および3か月の停職処分を受けた。

な措置に関する防衛大臣指示²²を発出し、全てのハラスメント案件の厳正な対応を指示した。また、全隊員向けと指揮官・管理職向けに、トップメッセージを発出し、

隊員一人ひとりが当事者意識を持ち、ハラスメント防止に取り組むこと、などを示した。

3 ハラスメント防止対策の取組

前述の有識者会議と特別防衛監察の結果を踏まえた取組として、ハラスメントの要因となりうる組織風土の改革を企図し、防衛大臣などによる定期的なトップメッセージの発信、従来の講義形式主体の教育から体験型ロールプレイングを用いた、より実践的な教育の推進による管理者(指揮官)および相談員の資質向上、懲戒処分の透明性・公平性の確保の観点から、省統一の懲戒処分の基準の策定、ハラスメント相談体制の拡充、相談窓口の周知などを行っている。

また、部外有識者によるハラスメント防止講演会を開催するなど、ハラスメント防止の啓発に努めている。

こうした取組の中においても、2024年には、部下に対する威圧的な言動を日常的に繰り返し、職場環境を著しく悪化させたとして、防衛審議官や本省内部部局の幹部職員が処分されるなど、ハラスメントを理由に懲戒処分が発生していることは、大変遺憾であり、極めて深刻な事態と認識している。

防衛省としては、今後も全ての自衛隊員にハラスメント防止の意義を徹底させるとともに、時代に即した対策が講じられるよう、部外有識者の知見などを活用して不断の見直しを行い、ハラスメントを一切許容しない環境を構築していく。

第5節 隊員や家族への支援

1 生涯生活設計支援

2024年12月に関係閣僚会議において「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」が取りまとめられたほか、政府においては、資産形成の後押しの重要性を踏まえ、NISAやiDeCoの充実など資産運用立国の取組を強化する中で、金融リテラシーの向上に向けた金融経済教育を推進するため、国全体として中立的な立場から金融経済教育を行い、家計の安定的な資産形成を支援する取組を推進している。

これらを背景として、入隊後の早い段階から継続的に

生涯生活設計に関する知識を付与し、生涯生活設計作成の動機付けを図るため、特に、重要な要素の一つである資産形成については、常に新しい情報を得ながら金融リテラシーを高めていくこと、さらに、ギャンブル等依存症が社会問題となっている中で、隊員などの資産や生活を守る観点から、投資・投機・ギャンブル・借財についての理解を深めることを目的として、ライフステージにあわせた生涯生活設計セミナーを実施している。

2 防衛省のメンタルヘルスの取組

依然として、職員の尊い命が自殺により失われていることは、御家族にとって大変痛ましいことであり、また、組織にとっても多大な損失である。

2022年に、職員の自殺事故防止の観点から、防衛省のメンタルヘルスに関する基本方針を策定し、各種施策を推進することとされた。



資料：ハラスメント防止の推進・相談窓口

URL：<https://www.mod.go.jp/j/profile/harassment/index.html>

22 特別防衛監察で申出のあった案件の速やかな調査の実施、個別案件の緊急点検、未報告案件の速やかな報告によって、全てのハラスメント案件の厳正な対応を指示した。また、トップメッセージとして、隊員一人一人が当事者意識を持ち、ハラスメント防止に取り組むこと、被害を受けた際は、躊躇なく相談すること、被害を目撃、あるいは相談を受けた際は、被害隊員に寄り添うことを第一に、躊躇なく、しかるべき処置をとることなどを示した。